



三重県公報

令和3年4月15日(木)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
268	家畜伝染病予防法施行細則の規定による家畜等の移動の制限	(家畜防疫対策課)	1

告 示

三重県告示第268号

豚熱のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和48年三重県規則第35号）第8条の規定により、次のとおり家畜及びその死体並びに物品の移動を当分の間制限します。

令和3年4月15日

三重県知事 鈴木英敬

- 移動を制限する家畜の種類
豚及びいのしし
- 移動を制限する物品
病原体を拡散するおそれがある家畜及びその死体並びに物品
- 移動を制限する区域
家畜防疫員が家畜伝染病予防法第14条第3項の規定に基づき豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した伊賀市内の農場

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
